

雫石町監査委員告示 1 号

地方自治法第199条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年度において町が財政的援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者の監査を令和 8 年 5 月 25 日から令和 8 年 6 月 19 日の期間で実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和 8 年 8 月 3 1 日

雫石町監査委員	小 田 純 治
同	階 研 太

財政援助団体等監査報告書

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項及び雫石町監査基準第2条第1項第3号に規定する「補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払いを保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか」について監査することを目的とする。

2 監査の対象

令和7年度に財政援助を行った団体等のうち、次の補助金等について実施した。

(1) 補助金等交付団体

団体等名称	補助金等内容
新岩手南部和牛改良組合 新岩手農業協同組合雫石牛肥育部会	肉用牛振興対策事業費補助金
空き店舗活用出店事業者	空き店舗活用事業費補助金
一般社団法人しずくいし観光協会	しずくいし観光協会運営費補助金
雫石よしゃれ祭実行委員会	雫石よしゃれ祭実行委員会事業費補助金
岩手県立雫石高等学校教育振興協議会	雫石高等学校将来ビジョン推進事業費補助金

(2) 公の施設の指定管理者

団体等名称	指定管理施設名
特定非営利活動法人しずくいし・いきいき暮らしネットワーク	コテージむら管理センター・雫石町体験農園
西山牧野農業協同組合	網張温泉ありね山荘
特定非営利活動法人わらしやんど雫石	雫石町児童館

3 監査の期間

令和8年5月25日（月）から 令和8年6月19日（金） まで

4 監査の手順

令和8年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、書類監査及び対面監査を行った。

5 監査の結果（概要）

当年度の財政援助団体等監査の結果は、別添資料に記載した監査結果のとおりである。

補助金の出納に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められるが、注意事項である補助金交付に係る一連の事務については再度周知徹底をされたい。

公の施設の指定管理者については、おおむね適正に処理されているものと認められる。た

だし、一部不適切な事務処理が見受けられたため、関係する法令、条例、規則及び要綱等を確認され、適切な事務処理となるよう指導されたい。また、委任者と受任者が一層の相互連携を図り、より円滑な管理運営となるよう、基本協定書及び仕様書に従い適切な施設管理に努められるよう指導されたい。

肉用牛振興対策事業費補助金

1 財政援助団体等の名称及び代表者

新岩手南部和牛改良組合雫石支部 支部長 堂屋 剛

新岩手農業共同組合雫石牛肥育部会 部会長 前 茂見

2 財政援助の目的

当該補助金は、雫石町における肉用牛生産基盤の維持・拡大及び牛肉の流通消費拡大を図るため新岩手農業協同組合に属する畜産関係生産者組織等に対し事業に係る経費の一部を補助することを目的とする。

3 補助金支出額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
① (肥育素牛導入事業)	令和7年8月21日	令和7年8月22日	令和7年8月28日
3,254,000 円	令和7年11月25日	令和7年11月26日	令和7年12月2日
	令和8年3月11日	令和8年3月12日	令和8年3月13日
	令和8年3月31日	令和8年3月31日	令和8年4月30日
② (自家保留支援事業)	令和7年8月21日	令和7年8月22日	令和7年9月10日
712,000 円	令和7年11月25日	令和7年11月26日	令和7年12月15日
	令和8年3月11日	令和8年3月12日	令和8年3月25日
	令和8年3月31日	令和8年3月31日	令和8年5月15日
③ (肥育牛増頭事業)	令和8年3月23日	令和8年3月24日	令和8年4月30日
470,000 円			
④ (繁殖牛更新事業)	令和8年3月23日	令和8年3月24日	令和8年4月30日
1,320,000 円			
⑤ (繁殖牛若者増頭事業)	令和8年3月23日	令和8年3月24日	令和8年4月30日
50,000 円			

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また補助の目的に沿って活用されたことを確認した。

それぞれの事業に対し経費の一部を補助することで、頭数を確保することができ、雫石牛生産頭数を維持・拡大し、町内の肥育農家の将来を見据えた生産基盤の強化に寄与しており、当該財政援助の目的は達成され有効性があったと認められた。

【意見】

繁殖牛若者増頭事業については、補助対象となる頭数が年々減少していることから、対象年齢の幅を広げるなど今後の補助金のあり方について検討されたい。

空き店舗活用事業費補助金

1 財政援助団体等の名称

空き店舗活用事業者

2 財政援助の目的

当該補助金は、商店街の活性化を促進し、商業の振興と魅力あるまちづくりを推進するため、町内の空き店舗を活用して新たに小売業、飲食業又はサービス業を営もうとする個人若しくは中小企業者に対し、改装費や家賃に要する経費を補助することを目的とする。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
(家賃補助)	令和7年4月1日	令和7年4月28日	令和7年12月15日
180,000円	(変更)	(変更)	
(変更) 120,000円	令和7年6月2日	令和7年6月2日	

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また補助の目的に沿って活用されたことを確認した。

店舗を構えて起業するということは初期投資が必要となるため、経営者にとっては大きな負担である。令和7年度は新規の申請はなかったが、前年度から継続申請している事業者への家賃補助をすることで、長期的な事業継続をサポートすることができ、商店街の活性化に繋がることから、当該財政援助の目的は達成され有効性があったと認められた。

しずくいし観光協会運営費補助金

1 財政援助団体等の名称及び代表者

一般社団法人しずくいし観光協会 理事長 上村 信

2 財政援助の目的

当該補助金は、観光協会事務局の安定的な運営を図り、観光事業の振興へ寄与することを目的としたしずくいし観光協会の運営に対し補助することを目的とする。

3 補助金支出額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
12,354,000 円	令和 7 年 4 月 4 日	令和 7 年 4 月 4 日	令和 7 年 5 月 23 日 令和 7 年 9 月 5 日 令和 7 年 11 月 28 日

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また補助の目的に沿って活用されたことを確認した。

関係機関、会員施設と連携し、各種事業を展開し観光客の誘致に努め、観光事業の振興へ寄与しており、当該財政援助の目的は達成され有効性があったと認められた。

雫石よしゃれ祭実行委員会事業費補助金

1 財政援助団体等の名称及び代表者

雫石よしゃれ祭実行委員会 会長 高橋 憲功

2 財政援助の目的

当該補助金は、伝統ある雫石よしゃれの保存継承、賑わいと魅力あるまちづくり、観光振興及び魅力発信を目的とした雫石よしゃれ祭実行委員会が実施する雫石よしゃれ祭の開催事業に対し補助をすることを目的とする。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
2,100,000 円	令和 7 年 6 月 18 日	令和 7 年 6 月 18 日	令和 7 年 7 月 15 日

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また補助の目的に沿って活用されたことを確認した。

よしゃれ踊り文化や地域の伝統さんさを広く伝承・普及するとともに、町内のみならず町外への魅力発信することで観客数を確保し、雫石の夏の風物詩となるふるさとの祭りとして活気あふれるまちづくりと観光振興に寄与しており、当該財政援助の目的は達成され有効性があったと認められた。

雫石高等学校将来ビジョン推進事業費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

岩手県立雫石高等学校教育振興協議会 会長 田中 憲司

2 財政援助の目的

当該補助金は、地域に根ざした魅力あふれる高校としてこれまで親しまれてきた雫石高等学校の入学者を安定的に確保し、町内唯一の高校の存続に資するために当協議会が推進する事業に対し補助をすることを目的とする。

3 補助金支出額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
8,053,400 円	令和7年4月1日 (変更)	令和7年4月1日 (変更)	令和7年6月30日
	令和8年3月18日 (変更)	令和8年3月18日 (変更)	令和7年10月24日
	令和8年3月31日	令和8年3月31日	令和8年5月20日

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また補助の目的に沿って活用されたことを確認した。

様々な支援体制が整っていることで入学志願者の確保に向けたアピールポイントとなっており、令和7年度においては、新入生39人を確保し定員(40人)近くに回復した。特に魅力ある学校づくり事業の「虹色コンパス」という雫石高校独自に実施しているキャリア教育においては、生徒の自主性と課題解決能力を育むことができ、令和7年度に文部科学大臣表彰を受賞し、当該援助の目的は達成され有効性があつたと認められた。今後も当該補助金制度の周知活動や雫石高校の魅力について積極的にPRし、目的達成に尽力されたい。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

補助金交付申請に添付する収支予算書の記載に誤りがあつた。雫石町補助金交付規則に基づき適正な事務処理をされたい。

【意見】

入学奨励金及び就学奨励金については、新岩手農業協同組合以外の金融機関の口座に振り込む場合、現金を引き出した後、振込手数料削減のため各金融機関へ現金を持ち歩き、ATMや窓口で振込を行っている。事務が煩雑であり、現金を持ち歩くリスクも伴うため、振込手数料を補助対象とすることを検討されたい。

「コテージむら管理センター・雫石町体験農園」の指定管理

1 財政援助団体等の名称及び代表者

特定非営利活動法人しずくいし・いきいき暮らしネットワーク 理事長 川口 英敏

2 指定管理施設名

コテージむら管理センター・雫石町体験農園

3 指定管理協定締結期間

令和6年4月1日 ～ 令和10年3月31日

4 指定管理による管理の目的

コテージむら管理センター及び雫石体験農園は、農業とのふれあいの場を提供することにより農業への理解を深め、また町民と町外の住民との交流を促進することを目的に設置された施設である。この施設を指定管理させることにより、民間のノウハウを活かしながら一体的に運営させ、さまざまな利用者からのニーズに柔軟に対応してもらうことを目的とするものである。

5 指定管理料（令和7年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
5,000,000 円	令和7年4月15日	2,500,000 円
	令和7年10月15日	2,500,000 円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。体験農園については、栽培指導員によるきめ細やかな栽培指導が利用者から好評を得ていることから、毎年ほぼ全区画の貸し出しがある。利用者の細かなニーズに柔軟に対応しており、指定管理の目的が達成されていることを確認した。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【指摘事項】

雫石町体験農園を利用する場合、使用許可申請書を指定管理者に提出し、それを受けて指定管理者は使用許可書を交付するものとされているが、実際は、申請書を受け付けた後、許可書を交付していないことを確認した。利用者が安心して農園を利用できるよう施行規則に基づいた事務手続きをされたい。

「網張温泉ありね山荘」の指定管理

1 財政援助団体等の名称及び代表者

西山牧野農業協同組合 代表理事組合長 荒塚 秀則

2 指定管理施設名

網張温泉ありね山荘

3 指定管理協定締結期間

令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日

4 指定管理による管理の目的

網張温泉ありね山荘は、町民の健康保持及び観光の振興を図るために整備された施設である。この施設を指定管理させることにより、団体が所有する牧場とともに総合的な管理をすることが可能となり、施設の利用者に対し民間のノウハウを取り入れたきめ細やかなサービスを提供してもらうことを目的とするものである。

5 指定管理料（令和7年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
2,200,000 円	令和7年7月30日	550,000 円
	令和7年10月30日	550,000 円
	令和8年1月30日	550,000 円
	令和8年4月30日	550,000 円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿って適正に運営されているものと認められた。

雪崩による給湯施設の損壊で約4カ月休業が続いたことにより収益が減少したが、施設管理運営にあたっては、利用者の要望に対してもきめ細やかに対応し、指定管理の目的が達成されていることを確認した。

【意見】

令和7年度の決算は2,925,961円の損失であった。令和7年1月に発生した元湯での雪崩により給湯施設が損壊し約4カ月間休業したことが原因である。このような災害等による長期休業を余儀なくされた場合の対応について、今後検討されたい。

「雫石町児童館」の指定管理

1 財政援助団体等の名称及び代表者

特定非営利活動法人わらしやんど雫石 理事長 岩持 斗季子

2 指定管理施設名

雫石町児童館

3 指定管理協定締結期間

令和5年4月1日 ～ 令和9年3月31日

4 指定管理による管理の目的

雫石町児童館は、健全な遊びの場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置された施設である。この施設を指定管理させることにより、児童及び保護者のニーズを的確にとらえながら、将来を担う子ども達の健やかな成長に寄与することを目的とするものである。

5 指定管理料（令和7年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
6,450,000 円	令和7年4月15日	3,225,000 円
	令和7年10月20日	3,225,000 円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。令和5年度以降、利用者が年々増加傾向となり、令和7年度は年間利用者数が7,635人となっている。小学生のみならず、中学生も利用しており、子ども達の遊びの拠点、また集いの拠点として児童館の役割が非常に大きいものであることを認識した。

しかしながら、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【指摘事項】

(1) 基本協定第7条では、指定管理業務のため固有の金融口座を開設し、独立した会計処理を厳正に行うことを明記している。しかしながら、金融口座を設けてはいるものの、指定管理業務における出納簿がなかった。会計処理の正確性を確保するためにも出納簿を整備されたい。

(2) 業務報告書について、当初提出された決算書の額と監査中に提出された訂正後の決算書の額とでは約50万円の相違があった。請求書などの証憑や帳簿書類など計上の根拠となる資料に基づき正確かつ適正な収支決算書を作成するように指導されたい。

【意見】

(1) 利用者数は令和5年度5,051人と比較し、令和7年度は7,635人となっており、年々増加している。平日の利用者については40人程度あることから、利用者の安全確保のためにも職員の増員を検討されたい。

(2) 金融機関から短期借入で9月に50万円借入し、指定管理料入金後に返済し、更に3月に50万円借入し、翌年の指定管理料入金後に返済というサイクルで繰り返し借入があることから厳しい事業運営であることが推測される。このような事業運営が続く状況であれば、指定管理が維持できるか非常に不安である。借入が必要となった原因を検証し、改善方法を受任者と委任者の双方で協議されたい。